

ICカード乗車券取扱規則新旧対照表

旧	新
<p>本則</p> <p>第4章 効力 (効力)</p> <p>第17条 ICカード乗車券取扱区間内において、ICSF乗車券を使用して乗車する場合、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 乗継駅では、出場から再入場までの時間が<u>30分</u>を超えた場合、乗り継ぎの取扱いをしない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第4章 効力 (効力)</p> <p>第17条 ICカード乗車券取扱区間内において、ICSF乗車券を使用して乗車する場合、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 乗継駅では、出場から再入場までの時間が<u>60分</u>を超えた場合、乗り継ぎの取扱いをしない。</p> <p>2 (略)</p>

外国人向け IC カード乗車券取扱規則新旧対照表

旧	新
<p data-bbox="188 338 252 371">本則</p> <p data-bbox="284 439 483 472">第4章 効力</p> <p data-bbox="225 488 316 521">(効力)</p> <p data-bbox="188 528 788 685">第17条 外国人向け IC カード乗車券取扱区間内において、ICSF 乗車券を使用して乗車する場合、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="225 701 448 734">(1)～(4) (略)</p> <p data-bbox="225 750 798 869">(5) 乗継駅では、出場から再入場までの時間が<u>30分</u>を超えた場合、乗り継ぎの取扱いをしない。</p> <p data-bbox="188 884 300 918">2 (略)</p>	<p data-bbox="841 338 904 371">本則</p> <p data-bbox="936 439 1136 472">第4章 効力</p> <p data-bbox="877 488 968 521">(効力)</p> <p data-bbox="841 528 1441 685">第17条 外国人向け IC カード乗車券取扱区間内において、ICSF 乗車券を使用して乗車する場合、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="877 701 1101 734">(1)～(4) (略)</p> <p data-bbox="877 750 1450 869">(5) 乗継駅では、出場から再入場までの時間が<u>60分</u>を超えた場合、乗り継ぎの取扱いをしない。</p> <p data-bbox="841 884 952 918">2 (略)</p>

企画乗車券取扱規則新旧対照表

旧	新
<p data-bbox="188 338 252 371">本則</p> <p data-bbox="225 439 612 472">(時間券の有効時間の特例)</p> <p data-bbox="188 481 799 801">第6条 時間券を使用する旅客が、旅行中に有効時間を満了した場合は、当該旅行の終了駅まで有効時間を延長することができる。ただし、IC規則第3条第18項および外IC規則第3条第15項に定める乗換駅において、乗換時間が<u>30分</u>を超えた場合は、当該旅行は終了したものとみなす。</p>	<p data-bbox="839 338 903 371">本則</p> <p data-bbox="876 439 1264 472">(時間券の有効時間の特例)</p> <p data-bbox="839 481 1453 801">第6条 時間券を使用する旅客が、旅行中に有効時間を満了した場合は、当該旅行の終了駅まで有効時間を延長することができる。ただし、IC規則第3条第18項および外IC規則第3条第15項に定める乗換駅において、乗換時間が<u>60分</u>を超えた場合は、当該旅行は終了したものとみなす。</p>